

酪農学園大学学費特待生規程

2006年10月 5 日
規程2006－ 6 号
2025年 4 月 2 日
改正規程2025－201号

（目的）

第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）では、入学試験選抜時に、学力の極めて優秀な者又は本学での強い修学意志があるにもかかわらず、経済的理由による修学困難な者（以下「修学困難者」という。）、本学への明確な入学目標があり、日本学校農業クラブ活動において活躍した者に対し、勉学奨励を目的として授業料減免措置を行う。

（学費特待生の種類）

第2条 この規程により授業料減免を受ける者を学費特待生という。

2 学費特待生の種類及び入学試験区分は、次のとおりとする。

- (1) 1号特待生は、第1期学力入学試験、第2期学力入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、第1期学力入学試験・大学入学共通テスト併用型入学試験及び第2期学力入学試験・大学入学共通テスト併用型入学試験（以下「学力入学試験」という。）における成績優秀者とする。
- (2) 2号特待生は、総合型選抜入学試験、内部進学推薦入学試験（獣医学類特別選抜を含む。）、指定校推薦入学試験及び動物病院後継者育成推薦入学試験における後継者で修学困難者とする。
- (3) 3号特待生は、日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験（以下「農ク推薦入学試験」という。）における成績優秀者とする。

（免除額）

第3条 学費特待生は、入学初年次における前学期分授業料の全額を免除する。

（学費特待生の資格と人数）

第4条 学費特待生の資格は、次のとおりとする。

- (1) 1号特待生は、各学類において学力入学試験成績が合格者の上位10%以内のうち、獣医学類以外の学類においては素点合計70%以上の得点者とする。
- (2) 2号特待生は、本学の建学の理念に基づき、地域産業振興後継者（農業後継者含む。）の予定者で、本学を第一志望としながらも経済的理由から修学が困難であり、かつ入学試験の成績が優秀な者とし、対象人数は、各学類の入学定員の3%程度とする。
- (3) 3号特待生は、日本学校農業クラブ活動を通じて、本学への明確な入学目標を持ち、その目標を實踐できる熱意と能力がある者とし、対象人数は18名とする。

（学費特待生の選抜方法）

第5条 学費特待生の選抜方法は、次のとおりとする。

- (1) 1号特待生は、学力入学試験の成績結果に基づいて選抜する。
- (2) 2号特待生は、事前申込受付した関係書類（家計調査書）及び入試成績に基づき総合的に選抜する。
- (3) 3号特待生は、農ク推薦入学試験の成績結果に基づいて選抜する。

（決定通知）

第6条 学費特待生は、入試委員会の議を経て学長が決定し、決定通知は本人宛へ合格通知とともに送付する。

（学費特待生の責務）

第7条 学費特待生に採用された者は、この制度の趣旨を理解し、自覚をもって勉学に励み、行動しなければならない。

（事務所管）

第8条 学費特待生に係る事務は、次の部署があたる。

- (1) 入学試験時の選抜に係る事務は、入試広報センター入試広報課の所管とする。
- (2) 在学中に係る事務は、教育センター学生支援課の所管とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2006年10月5日規程2006－6号)

この規程は、2006（平成18）年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則 (2017年8月3日改正規程2017－33号)

この規程は、2017（平成29）年8月3日から施行する。

附 則 (2018年4月1日改正規程2018－19号)

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則 (2018年10月1日改正規程2018－57号)

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則 (2019年4月1日改正規程2019－10号)

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則 (2020年4月1日改正規程2020－8号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2022年6月9日改正規程2022－204号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年11月2日改正規程2023－216号)

この規程は、2023年11月2日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則 (2024年4月25日改正規程2024－201号)

この規程は、2024年4月25日から施行する。

附 則 (2025年4月2日改正規程2025－201号)

この規程は、2025年4月1日から施行する。